

「横浜ビジネスグランプリ 2019 開催業務」受託候補者選定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「横浜ビジネスグランプリ 2019 開催業務」をプロポーザル方式により受託候補者を特定する場合の手続き等について、必要な事項を定める。

(提案資格)

第2条 プロポーザル参加事業者の資格は、次のすべての項目を満たす業者とする。

(1) 平成29・30年度の横浜市一般競争入札有資格者名簿(物品・委託)に登録が認められているもので、次のとおり登録していること。

ア 登録種目に「イベント企画運営等」を含んでいること

イ 企業規模が「中小企業」であること

(2) 横浜ビジネスグランプリと同規模(来場者200名程度)以上のイベント運営等に携わった実績があること。

(事業期間)

第3条 事業期間は契約を締結した日から平成31年3月15日(金)までとする。

(参加意向申出手続き)

第4条 本プロポーザルにおいて提案書の提出を希望する者は、参加意向申出書等を提出しなければならない。

(参加意向申出書の提案資格の確認等)

第5条 前条の規定に基づき参加意向申出書等を提出した者に対しては、第2条に定める提案資格を満たす者であるかを確認し、その結果を通知するものとする。

(提出要請書)

第6条 プロポーザル提案書の提出は、提案書作成要領によるものとする。

(提案書の内容)

第7条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

(1) 当該業務の実施内容

(2) 活動実績及び事業の実施体制

(3) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第8条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

(1) プラン募集力

- (2) ファイナルイベント運営力
 - (3) 広報・宣伝力
 - (4) 提案内容の実現性
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
 - 3 提案書の内容及びヒアリング結果をもとに、当該業務に最も適した者を特定する。

(プロポーザル評価委員会の設置)

第9条 プロポーザルの評価にあたっては、ビジネスプラン事業化支援事業 委託業務提案評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、次の事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) ヒアリング
- 2 評価委員会には委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長	公益財団法人横浜企業経営支援財団	経営支援部長
委員	公益財団法人横浜企業経営支援財団	総務部長
	公益財団法人横浜企業経営支援財団	経営支援担当部長
	公益財団法人横浜企業経営支援財団	技術支援担当部長
	公益財団法人横浜企業経営支援財団	国際ビジネス支援担当部長
	公益財団法人横浜企業経営支援財団	地域密着型支援担当課長
	横浜市経済局 中小企業振興部長	
	外部有識者	
 - 3 委員長に事故等があり欠けたときには、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、職務を代理又は代行する。
 - 4 評価委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
 - 5 評価委員の採点の合計点数が、満点の6/10以上のものの中から高い順に受託候補者を決定する。

(評価結果の通知)

第10条 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の選定結果については、その提案者に書面により通知する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。